

この解説がすごい（２）…短距離ミサイル用途案件の取引審査

1. 短距離ミサイル用途なのに？

今回とりあげるのは 2014 年度 STC/Expert 試験 Q12 です。『CISTEC ジャーナル』2015 年 7 月号掲載の解説を見てみましょう。

<問題文>

マレーシアの民間企業から、射程 40 キロメートルの地対空ミサイルの製造用として、輸出令別表 第 1 の 16 の項に該当する炭素繊維の引き合いを受けた。この場合の説明として正しいものを一つ選 びなさい。

<文例>

1. 用途が「ミサイル製造用」である。したがって、核兵器等開発等省令第一号の「核兵器等の開発等」に該当する。

<解説>

1 は誤り。本問の場合、用途が「ミサイル製造用」なので、

- ① 核兵器等開発等省令第一号本文と
- ② 核兵器等開発等省令第一号の別表の第六号

に該当しないか検討する必要がある。①については、「射程 40 キロメートルの地対空ミサイル」なので、核兵器等開発等省令第一号本文の要件を満たさない。②については、「軍又は国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの」の要件が不明なので、核兵器等開発等省令第一号の別表の第六号の要件を満たさない。

短距離ミサイル用途とはっきりしている案件で、上記の如くアッサリ規制外を宣告する大胆さに私はギョッとしました。

2. 違和感の理由

3 つ理由を挙げたいと思います。

【その 1】「要件が不明だからセーフ」でよいのか？

解説者は本件のミサイル製造を「軍・国防機関の行為、それらからの委託による行為」か否か不明だから規制外だと述べています。そんなの通るものでしょうか？

そもそも常識論として、「軍・国防機関がからまないミサイル開発」なんてあるのでしょうか？ いや「絶対ない」とは申しませんよ。でも相当稀と言うか、不自然な感じがしませんか？

こういうときは「常識論として、軍・国防機関がらみと想定する」のが基本線でしょう。その上で「かなり心配だからとことん調べる」、「それでも絶対セーフと言いきれないなら当局相談」とするのが定石だと思いますけどね。

それをこの方は「いやー、不明だから規制外でいいんだよね」とおっしゃるわけです。

「“疑わしきは顧客の利益に”の原則」を貫こうということでしょう。私にはそれは「都合の悪いものに対し目隠しをすること」のように思えてなりません。

【その2】 軍・国防機関がらみでなければ何なのか？

百歩譲って、軍・国防機関と無関係な案件だったとしましょうか。でももしそうならそれは誰の委託によるものなのでしょうか？

民兵組織でしょうか？ 民間のテロ集団でしょうか？あるいはそういう紐が付いていない兵器メーカーに納品されるのかな？（でも確実な見込み客もなしにミサイル開発のような大プロジェクトに挑戦するメーカーがあるものかしら？）

もっとも、相手が民兵組織だろうがテロリスト集団だろうが用途要件とは関係ない、といえばそれまでではあります。

【その3】 短距離ミサイルしかやっていないのだろうか？

短距離ミサイルを作ろうという企業ならば、長距離ミサイルにも関わっている蓋然性が相当高いのではないのでしょうか？ とすれば仮に今回購入の用途が短距離ミサイル製造だったとしても、需要者要件に引っかかる（明らかチェックで失格となる）可能性は高いと考えざるをえないでしょう。

そして通常の取引審査では、用途よりも需要者の素姓こそが焦点となるのは、みなさんご存知の通りです。

本問はあくまでも用途要件に関する省令第一号の該非を問うたものですが、解説が上記の問題に全く触れないというのはいかにも視野が狭く、ミスリーディングだと思います。

3. 実務能力認定試験なんだぞ

本件は、条文ばかり詳しくても、実務の常識力がなければ物の役に立たない、法令遵守さえおぼつかない、ということの典型例といえるでしょう。（それにこれは「実務能力」のテストなのですよ）

出題者は企業現場で輸出管理の実務に携わっている人ではない、と私は推測します。

なぜならこんな実務家が現場で活躍している企業なんてありそうに思えないからです。ひとつ想像してみてください。みなさんの職場に、本問解説のようなことを言う同僚・部下がいたらどう思われますか？

はい、私の意見ということなら、とりあえず「凄いな」と申し上げておきます。

(2017.2.12)